

☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆
☆ 大 阪 南 消 防 組 合 ☆
☆ 議 会 定 例 会 議 案 書 ☆
☆ 令 和 7 年 第 3 回 ☆
☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆

(令和 7 年 11 月 10 日)

日 程 表

令和7年11月10日 定例会

日程	議案等番号	議 案 等 名	ページ
第 1		議会運営委員会委員長報告	
第 2		会議録署名議員の指名について	
第 3		会期の決定について	
第 4		議長の辞職許可について	1
第 5	選挙第2号	議長の選挙について	3
第 6		副議長の辞職許可について	4
第 7	選挙第3号	副議長の選挙について	6
第 8	選任第1号	議会運営委員会委員の選任について	7
第 9	報告第9号	専決処分報告について「損害賠償の額の決定について」	8
第 10	議案第15号	大阪南消防組合監査委員の選任につき同意を求めることについて	14
第 11	議案第16号	大阪南消防組合火災予防条例の一部改正について	15
第 12	議案第17号	大阪南消防組合職員の育児休業等に関する条例及び大阪南消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	18
第 13	議案第18号	大阪南消防組合消防功労者表彰条例の一部改正について	23
第 14	議案第19号	令和7年度大阪南消防組合一般会計補正予算（第1号）	25
第 15	認定第1号	令和6年度大阪南消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について	27
第 16		一般質問について	

議長の辞職許可について

議長 辰巳 真司 は、令和 7 年 1 月 10 日付けをもって議長の職を辞したい旨、別紙のとおり辞表を提出されたので、これを許可するものとする。

令和 7 年 1 月 10 日提出

即日許可

大阪南消防組合議会
副議長 三島 克則

辞職願（写）

私儀、今般一身上の都合により大阪南消防組合議会議長の職を辞したいので、
地方自治法第108条の規定により議会の許可が得られますようお取り計らい
願います。

令和7年11月10日

大阪南消防組合議会
副議長 三島 克則 様

大阪南消防組合議会
議長 辰巳 真司

選挙第2号

議長の選挙について

地方自治法第103条第1項の規定に基づき、本組合議会議長の選挙を行う。

令和7年11月10日提出

大阪南消防組合議会
副議長 三島 克則

当選

峯 満寿人

副議長の辞職許可について

副議長 三島 克則 は、令和7年11月10日付けをもって副議長の職を辞したい旨、別紙のとおり辞表を提出されたので、これを許可するものとする。

令和7年11月10日提出

即日許可

大阪南消防組合議会
議長 峯 満寿人

辞職願（写）

私儀、今般一身上の都合により大阪南消防組合議会副議長の職を辞したいので、地方自治法第108条の規定により議会の許可が得られますようお取り計らい願います。

令和7年11月10日

大阪南消防組合議会議長 様

大阪南消防組合議会
副議長 三島 克則

選挙第3号

副議長選挙について

副議長選挙を行うものとする。

令和7年11月10日提出

大阪南消防組合議会
議長 峯 満寿人

当選

中村 保治

選任第1号

議会運営委員会委員の選任について

議会運営委員会委員を次のとおり選任する。

令和7年11月10日提出

大阪南消防組合議会
議長 峯満寿人

議会運営委員会

委員	遠藤智子
委員	峯弘之
委員	黒川実
委員	西田いく子
委員	三島克則
委員	國下尊央
委員	高田伸也
委員	南本斎

報告第9号

専決処分報告について

次の事件は、地方自治法第180条第1項の規定及び管理者の専決処分事項の指定により、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により、議会に報告する。

令和7年11月10日提出

報告

大阪南消防組合
管理者 富宅正浩

記

- 専決第9号 損害賠償の額の決定について
- 専決第10号 損害賠償の額の決定について
- 専決第11号 損害賠償の額の決定について
- 専決第12号 損害賠償の額の決定について
- 専決第13号 損害賠償の額の決定について

専決第9号

損害賠償の額の決定について

次のとおり損害賠償の額を定める。

令和7年7月25日専決

大 阪 南 消 防 組 合
管 理 者 富 宅 正 浩

記

事 由	事 由 発 生 日 時・場 所	損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 の 額	当 事 者
救急活動中 における物 損事故	令和7年6月6日 午前8時50分頃 羽曳野市高鷲2丁目	東京都在住 男性	55,880円	大阪南消防 組合

専決第10号

損害賠償の額の決定について

次のとおり損害賠償の額を定める。

令和7年9月5日専決

大 阪 南 消 防 組 合
管 理 者 富 宅 正 浩

記

事 由	事 由 発 生 日 時・場 所	損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 の 額	当 事 者
消火活動中 における物 損事故	令和7年5月21日 午前1時50分頃 南河内郡河南町大字白木	大阪市内法人	105,600円	大阪南消防 組合

専決第11号

損害賠償の額の決定について

次のとおり損害賠償の額を定める。

令和7年9月17日専決

大 阪 南 消 防 組 合
管 理 者 富 宅 正 浩

記

事 由	事 由 発 生 日 時・場 所	損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 の 額	当 事 者
救急活動中 における物 損事故	令和7年8月12日 午前10時45分頃 富田林市西板持町4丁目	富田林市内在住 女性	19,085円	大阪南消防 組合

専決第12号

損害賠償の額の決定について

次のとおり損害賠償の額を定める。

令和7年10月6日専決

大阪南消防組合
管理者 富宅正浩

記

事由	事由発生日時・場所	損害賠償の相手方	損害賠償の額	当事者
救急活動中における傷害事故	令和7年4月15日 午後8時32分頃 羽曳野市高鷲6丁目	羽曳野市内在住女性	267,614円	大阪南消防組合

専決第13号

損害賠償の額の決定について

次のとおり損害賠償の額を定める。

令和7年10月14日専決

大阪南消防組合
管理者 富宅正浩

記

事由	事由発生日時・場所	損害賠償の相手方	損害賠償の額	当事者
消防活動中における物損事故	令和7年8月13日 午後10時33分頃 羽曳野市河原城	羽曳野市内在住女性	112,200円	大阪南消防組合

議案第15号

大阪南消防組合監査委員の選任につき同意を求めるについて

監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和7年11月10日提出

大阪南消防組合
管理 者 富宅正浩

記

住 所 [REDACTED]

氏 名 片山 敬子

生年月日 [REDACTED]

議案第 16 号

大阪南消防組合火災予防条例の一部改正について

大阪南消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 1 月 10 日提出

即日原案可決

大 阪 南 消 防 組 合
管 理 者 富 宅 正 浩

大阪南消防組合条例第 号

大阪南消防組合火災予防条例の一部を改正する条例

大阪南消防組合火災予防条例（昭和38年柏原羽曳野藤井寺消防組合条例第7号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2—第29条の7）」

を

「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2—第29条の7）

第3章の3 林野火災の予防（第29条の8・第29条の9）」に改める。

第1条中「富田林市、河内長野市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、太子町、河南町及び千早赤阪村」を「大阪南消防組合の関係市町村（以下「関係市町村」という。）」に改める。

第3条第1項第1号及び第18条第1項第1号中「次の各号」を「次」に改める。

第29条中「警報」の次に「（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）」を加え、同条第7号を削る。

第3章の2の次に次の1章を加える。

第3章の3 林野火災の予防

（林野火災による注意報）

第29条の8 消防組合管理者は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、関係市町村の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 消防組合管理者は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規

定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第29条の9 消防組合管理者は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第42条の4第1項第3号中「第45条」を「第45条第1項」に改める。

第45条第1号中「行為」の次に「(たき火を含む。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

附 則

この条例は、令和8年1月1日より施行する。

議案第17号

大阪南消防組合職員の育児休業等に関する条例及び大阪南消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

大阪南消防組合職員の育児休業等に関する条例及び大阪南消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年11月10日提出

即日原案可決

大阪南消防組合
管理者 富宅正浩

大阪南消防組合条例第 号

大阪南消防組合職員の育児休業等に関する条例及び大阪南消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(大阪南消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 大阪南消防組合職員の育児休業等に関する条例（平成4年柏原羽曳野藤井寺消防組合条例第2号）の一部を次のように改正する。

第8条中「及び勤務日ごとの勤務時間」及び「(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。)」を削り、「除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第9条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項を次のように改める。

育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下この条において「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

第9条第2項中「大阪南消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例」を「大阪南消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年柏原羽曳野藤井寺消防組合条例第1号）」に改め、「以下」の次に「この項において」を加え、「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、「以下」の次に「この項において」を加え、同条の次に次の4条を加える。

(第2号部分休業の承認)

第9条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下この条において「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数
(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第9条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第9条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第9条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(第11条において「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第10条第1項中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第11条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第11条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

(大阪南消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 大阪南消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年柏原羽曳野藤井寺消防組合条例第1号)の一部を次のように改める。

第14条第1項中「第16条の2第1項」を「第16条の3第1項」に、「以下「指定期間」」を「以下この条及び次条において「指定期間」」に改める。

第16条の3を第16条の4とする。

第16条の2第1項中「請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第16条の3とする。

第16条の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等）

第16条の2 任命権者は、大阪南消防組合職員の育児休業等に関する条例（平成4年柏原羽曳野藤井寺消防組合条例第2号）第12条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1） 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

（2） 出生時両立支援制度等の請求又は申出（次条及び第16条の4において「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

（3） 職員の育児休業等に関する条例第12条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1） 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

（2） 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

（3） 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年12月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(大阪南消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和8年3月31日までの間における同条第1項に規定する部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例第9条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「25時間50分」と、同条第2号中「10」とあるのは「3.4」とする。

(大阪南消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 任命権者は、施行日前においても、この条例による改正後の大阪南消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

議案第18号

大阪南消防組合消防功労者表彰条例の一部改正について

大阪南消防組合消防功労者表彰条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年11月10日提出

即日原案可決

大阪南消防組合
管理者　富宅正浩

大阪南消防組合条例第 1 号

大阪南消防組合消防功労者表彰条例の一部を改正する条例

大阪南消防組合消防功労者表彰条例（令和 2 年柏原羽曳野藤井寺消防組合条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（表彰）

第 2 条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを消防功労者として表彰する。

（1） 消防組合の消防行政の増進に寄与し、その発展に尽力し功労顕著なる者であって、管理者の推薦により、消防組合議会の議決を得た者

（2） 8 年以上管理者、副管理者の職にあった者

（3） 8 年以上消防組合議員の職にあった者

（4） 8 年以上監査委員（識見を有する者に限る。）の職にあった者

（5） 10 年以上公平委員会委員の職にあった者

2 前項第 3 号に規定する消防組合議員の在職年数について、消防組合議会議員の在職期間中に議長又は副議長に就任した期間があるときは、当該就任した期間を同号に規定する在職年数に加算する。

附則第 2 項を削り、附則第 1 項の見出し及び項番号を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正前の大阪南消防組合消防功労者表彰条例により表彰を受けた者は、この条例の相当規定により表彰されたものとみなす。

令和7年度大阪南消防組合一般会計補正予算（第1号）

令和7年度大阪南消防組合一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

令和7年11月10日提出

即日原案可決

大阪南消防組合
管理者 富宅 正浩

第1表 繰越明許費

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
3 消防費	1 消防費	資機材搬送車更新事業	24,389

認定第1号

令和6年度大阪南消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度大阪南消防組合一般会計歳入歳出決算を次のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年11月10日提出

即日認定

大阪南消防組合
管理者 富宅正浩

令和6年度大阪南消防組合

一般会計歳入歳出決算審査意見書

1 審査の対象

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された令和6年度大阪南消防組合一般会計歳入歳出決算

2 審査の期日

令和7年8月20日

3 審査の方法

審査にあたっては、令和6年度大阪南消防組合一般会計歳入歳出決算書及び付属書類が関係法令に準拠して作成されているか、また、決算の計数が正確であるかを関係諸帳簿、証書類と照合し、予算の執行状況の適否について検討するとともに、審査の必要に応じて各関係者の説明を聴取した。

4 審査の結果

審査に付された決算書及び付属書類は、計数的に正確であり、政令で定める書類、その他の証書類も適正に整備されていた。

また、予算の執行状況についても妥当であると認められた。

5 審査委員の意見

本決算は令和6年4月1日からの広域化後初の決算であり、組織・財政規模が拡大されている中で、審査に付された決算書等につきましては、いずれも法令に規定された様式により作成されており、計数的に正確であるとともに予算執行においても適切であったと認められます。

歳入については分担金を主財源とし、国庫補助金や有利な地方債も適切に活用しております。歳出については、消防車両や資機材の更新が一部繰越しとなりましたが、計画的な整備が進められており、今後の円滑な執行が期待されます。

今後も人件費の増加や、車両整備費の繰越し等が見込まれることから、持続可能な財政運営の観点から中長期的な財政シミュレーションに基づく計画的な執行を強く要望いたします。

また、消防職員の勤務形態は不規則であることから、ストレスケアや

健康管理への配慮を引き続きお願い申し上げます。併せて、老朽化する署所の改修について計画的に取り組み、持続可能な消防体制の確立に努められることを要望いたします。さらに、冒頭でも申し上げましたとおり、本決算は広域化後初めての決算であり、関係市町村との緊密な連携のもと、効率的かつ公平な消防行政を推進していくことが極めて重要であります。今後は広域化の効果を十分に發揮し、人口減少や採用環境の変化に伴う人材確保の課題に対応するとともに、大規模災害に備え、住民への防火・救急についての普及啓発をより一層充実させ、地域住民の安全安心の確保につながる取り組みを期待いたします。

大 阪 南 消 防 組 合
代表監査委員 植田 真功
監 査 委 員 中村 保治